

ID: 0439

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	入館料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市木育推進拠点施設条例 第10条		
例 規 番 号	令和2年条例第31号		
【根拠条文】 (入館料の減免) 第 10 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び長門市木育推進拠点施設条例施行規則第 5 条の規定による。 (入館料の減免) 第 5 条 条例第 10 条に規定する入館料の減免は、次に定めるところによる。 (1) 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通達）に基づく療育手帳の交付を受けた者（付添人 1 人を含む。）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が 1 級から 4 級までの者については、付添人 1 人を含む。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（付添人 1 人を含む。）が入館するとき。 全額免除 (2) 市内の保育園・幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（以下、「保育園等」という。）の園児又は児童生徒及び教職員等で、保育園等の行事において入館するとき。 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める額の免除 2 前項の減免を受けようとする者は、木育推進拠点施設入館料減免申請書（別記様式。以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第 1 号及び第 2 号に該当する者にあつては、減免申請書の提出を省略し、各手帳等を提示することによって入館料を減免するものとする			
標準処理期間	1日		
備考	指定管理者による利用料金制度を導入しているため適用なし		
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日